

第3章 中国の企業誘致政策における課題と展望

第1節 経済特区・開発区の現状

前章で述べたように、中国は、経済特区で得られた教訓と反省を元に、その後、立地、産業特性等に応じ、いくつかの開発区のカテゴリーを設定し、効果的な企業誘致を推進してきている。これらの開発区における中央政府の認可を得た各種優遇措置は、当然、一律に各開発区で適用されるのであるが、企業進出の実態はそれのみで決まるものではない。各開発区では、地域の特色を活かし、個々の強みを発揮できるような様々な施策も併せて実施している。本節においては、代表的な経済特区の現状を紹介することにより、成功の秘訣となった現地の特徴及びその誘導政策について概述したい。

1 地理的特性型

(1) 深圳（香港の持つ機能の代替）

九龍半島の付け根部分に位置し、香港に隣接する深圳は、1980年に経済特区に指定され、その後、飛躍的な成長を遂げたことは周知のとおりである。1980年以降の年平均GDP、工業生産額、最終消費支出、輸出入総額、財政収入等は、軒並み30%を超過しており、同時期に経済特区に指定された珠海、スウトウ、アモイ等と比較してもその伸びは突出している。

その原因は、やはりなんと言っても香港の存在であろう。1970年代後半から、人件費の上昇に伴う輸出競争力の低下に悩まされていた香港は、経済特区に指定された深圳に生産拠点を移した。委託加工貿易である。その結果、深圳の経済社会は飛躍的に発展することとなった。最初は生産拠点の移転であったのが、人口が集積し、交通網、都市インフラが整ってくるにつれて、香港からの定住人口の移動も増えており、不動産の高止まった香港から多くの市民が深圳に居を移し、深圳から香港に通勤するという構図が定着しつつある。この結果、市民意識も高まり、単なる中小企業集積地区であったのが、環境保護や社会保障等、中国において新たな行政ニーズとなった分野でも、深圳は中国のモデルケースとなりつつある。

(2) 広州（高速交通体系の要衝）

1980年に経済特区が指定された広東省の省都である広州市は、早期に改革・開放を達成し、中国の経済発展において独自の地位を築いてきた。1984年に沿岸開放都市として指定されると同時に第1期の中央政府批准グループの一つとして経済技術開発区の設置が認められた。高技術産業開発区や保税區、輸出加工区の設置・運営についても、時期、実績ともに常にトップグループに位置している。

近年の華東地区の伸びに対し華南地区全体がやや苦戦している中、広州市は2001年においてGDP2,684.83億元、対前年比12.7%の伸びを示している。特に電子、自動車、石油化学といった三大工業の生産額は848億元、対前年比31.2%の伸びを記録している。

これらを可能にしている要因は、各種政策を先導的に活用していることに加え、高速交通体系を整備することにより、華南地域の中心にあるという地理的優位性を有効に活用している点にあると考えられる。珠江デルタは、広州市を頂点に、マカオ、香港を結ぶ線で形成され、左辺に珠海市、右辺に深圳市が位置する。三角形の下辺は海で隔てられているのに対し、広州から伸びる左辺と右辺は高速道路で結ばれている。また、広州市は2001年にはコンテナ取扱量173万TEUを記録した華南地方最大の港湾である黄埔新港を有し、現在建設中の新空港はアジアで第2位の規模を予定しているという。このように、改革・開放をリードしてきた珠江デルタ地帯のハブとしての機能を発揮し、広州市は着実に成長を続けている。

(3) 上海(長江経済圏の要)

上海の経済発展の出発時期は比較的遅い。1980年代までは目立った開発の動きはなかった。特に改革開放以降の財政請負制を留保された直轄市としての上海は、その税収等のほとんどを中央に上納したため、自らが開発を進めるための資金を持ち得ない状況にあった。苦肉の策として都市再開発権の売却等の手法により資金を手にし、都市高速等の都市インフラを整備するとともに市近郊にいくつかの経済技術開発区や高技術産業開発区を整備している。

1990年代に入り、市街地から黄浦江を挟み、東岸に位置する浦東新区の開発で上海の経済発展は新局面を迎えた。浦東新区には、空港、港湾等の大規模交通インフラをはじめ、保税区、輸出加工区、工業園区、金融貿易区等が次々と整備され、短期間のうちに中国を代表する経済集積地となった。金融貿易区である陸家嘴地区の高層ビル群を背景とした近年の上海を紹介する写真を眼にされた方も多いと思う。

このような上海の発展の主たる要因は、上海が長江デルタの中心都市であるということである。上海市、杭州市、南京市を頂点とする長江デルタには、ほぼ我が国と匹敵する人口が居住し、高等教育機関の数が多いことから、ハイテク、金融等高付加価値産業の発展に欠かせない人材の供給に適している。

また、6,000kmにも及ぶ長江は、流域3億人の生活を支える物流の大動脈である。長江を行き来する喫水が浅い内航船で運ばれる輸出入物資は、必ず長江下流で外航船に積み替える必要があり、物資集散地としての上海は、中国中西部市場をも制するまさに要に位置している。

(4) 天津(北京外港としての臨海工業区)

天津は、古くから北京の外港として発展してきた。市場としては、北京、天津、河北省北部で3千万人以上の人口を有する。改革開放後もいち早く取り組んだのは、港湾の近代化である。河口港である天津新港は、進出企業が利用するコンテナ積出港としての機能整備も進めながら、当初、石炭の積出港として中国を代表する港湾となった。コンテナ埠頭の整備については、港に隣接する経済技術開発区の整備と並行しながら、基本的に借財ではなく、石炭の積み出しによる港湾使用料を原資に進めたことから、コンテナ積み出しに係る港湾手数料も比較的安価

であり、石炭以外の物資も容易に集散するようになった。

天津経済技術開発区も臨港工業区であり、輸出入を伴う加工工業には極めて便利な立地となっていることから、前章で見たとおり、全経済技術開発区のうち、抜きん出た実績を残している。近年は、保税区も整備され、輸出関連企業の立地がさらに進んでおり、また、トヨタ自動車の本格的な進出もあり、今後、自動車関連企業の進出が加速するものと思われる。

なお、距離的に近い韓国系の企業の進出が目立つのも天津の特徴の1つと言える。

2 都市特性型

(1) 北京（首都としての学術文化の蓄積を立地優位性として活用）

北京は首都であることもあり、政府もどちらかというと政治、治安の安定を優先し、従来、経済開発に主力を投じたことはなく、経済技術開発区ができたのも1992年と比較的遅い。

北京が一躍脚光を浴びたのは、市の北西部に位置する中関村地区におけるIT関連産業の勃興である。従来、中関村は、中国における最高学府とされる北京大学、清華大学をはじめとする大学集積地区であった。これらハイレベルの学生や卒業生、教員が大学近辺で始めた簡易なコンピュータ会社が、その後のインターネットの普及等により急速に成長し、多数のIT産業関連企業の集積を生むこととなった。

現在では、中国におけるメジャーブランドである連想グループ、北京大学系の北大方正、清華大学系の清華同方等の中国系企業に加え、北京市内の約70の大学から供給される数万の理工系大学（院）生を目当てに、IBM、マイクロソフト、松下電器、富士通など、世界のビッグブランドが北京に研究開発拠点を設けるに至っている。また、政府による帰国留学生を主対象とした起業支援やインキュベーター施設整備により、大学や研究機関との協働による多くの新興企業が生まれている。

(2) 西安、成都（立地環境の劣位を域内の優位資源で代替）

中国内陸部に位置する西安、成都是共に古都であり省都でもあるが、沿海部からはるかに遠く、高速交通体系の整備がままならず、旧来の経済社会体制からなかなか脱しきれない状況にある。しかしながら、両市はまた、北京と同様に大学や研究機関等の集積の進んだ街でもある。

西安の場合、40の大学500の研究機関に35万人以上の研究者を有している。特に西安交通大学など有名理工系大学からは優秀なソフトウェア関連の学生が数千人規模で供給されており、これらの学生を目当てに、現在、400余りのソフト関連企業が進出し約30万人が就労している。

成都の場合、中ソ対立期に毛沢東が行った三線政策（対ソ戦に備え、中ソ国境から遠距離に位置する中国西南部に、多くの軍需産業、基幹産業を移管した。）により、軍、基幹産業や国家機関の研究開発機関、主要な科学技術大学が数多く集

積することとなった。現在、これらの学術、産業基盤を活かしたIT関連産業の立地が進んでいる。

両市とも、高技術産業開発区内に立地するIT関連企業には、更なる優遇措置を設け、また、インキュベーター施設も整備している。業態的には、北京との競争になるが、同一水準の学生、研究者の場合、西安、成都の方が人件費が安価である、有利な雇用条件で簡単に転職してしまう沿海部に比べ、職場への定着率が高い、といった利点がある。IT関連産業の場合、流通コストがあまり問題とならないことから、通信手段さえ沿海部並みに確保されれば、沿海部と遜色のない事業効果が達成されるわけである。

(3) 淄博（既存産業の活性化を図る）

山東省の中央部に位置する淄博市は、人口200万人余りの工業都市である。主要産業は、石油化学と陶磁器である。両業種とも大型国有企業による旧来の生産活動を続けていたが、環境への負荷が大きい業種でもあり、近年苦戦を強いられていた。

淄博市で上記2種の工業が盛んな理由は、域内に油田を有することと、露天で掘れる陶石の産地があることである。両業種ともハイテク、ITといった先進型の産業ではないが、社会にとって不可欠の底堅い業種であることから、市政府は、この2業種に対して、集中的に外国資本と技術を導入するための諸施策を実施している。石油化学については、折からの中国政府による石油業界再編により、中国石油メジャーの一角を担う工場となった。また、陶磁器についても、食器の他、タイルなどの工業用品等、大量生産による収益確保が可能な業態への改革を進めた。当地に進出した陶器関連の日系大手企業は、地元企業と合併でガラス製造炉を生産しており、当該製品における中国でのシェアNO.1を達成している。

なお、この合併企業の日本人責任者は、立地条件や優遇政策の他に、日本型生産方式をスムーズに導入できるという点で、寡黙で勤勉という山東省人の気質を高く評価していた。

(4) 長春（既存産業の活性化を図る）

吉林省の省都長春市は、総人口約690万人、中国における主要な食糧生産、流通基地であると同時に、計画経済体制の時代より重工業を中心とした工業都市として発展してきた。自動車産業を主体とする機械工業と石油化学工業が占める割合が高く、この2つの産業の資産総額は、吉林省工業資産総額の45%に達するといわれている（1999年）。

長春市には、長春経済技術開発区及び長春高技術産業開発区の2カ所の国家級開発区が設置されている。長春経済技術開発区は、2001年の域内総生産額が100億元で全国の経済技術開発区中10位にランクされる等、国有企業改革の逆風が吹く東北地方にあって健闘している。

その要因として、やはり自動車産業が挙げられる。2つの開発区は市街地の南側に位置し、やはり長春市の南に本拠地を構える中国第一汽車（「汽車」は日本語

の「自動車」の意)グループと交通の便の良い位置関係にある。第一汽車は、計画経済体制時代からの中国を代表する大型国有企業であるが、近年はフォルクスワーゲン、アウディ、トヨタといった世界的な自動車メーカーと合併関係を築き、順調な発展を遂げながら中国の自動車産業を牽引している。

これら2つの開発区は、第一汽車という巨大自動車産業の裾野を受け持つ形で、自動車部品等の関連工場をうまく吸収できているといえる。2001年の外資受入額の伸びは34.76%を記録した。

3 新興園区型

(1) 南京江寧区(地域資源に着目し、開発区に付加価値をつける)

南京江寧科学園は1994年設立された比較的新しい国家級高新技术産業開発区である。この園の特徴は、全国で唯一、ハイテク産業開発区、大学学園都市、自然景観保護区の3区を一体として整備を進めている点である。新興の園区であることもあり、産業開発区内には上・下水道、電気、ガス、電話、ケーブルテレビ、光ファイバー、ブロードバンド通信設備等のインフラが標準整備されており、また、進出に係る行政手続についてもワンストップサービスが実施され、住宅、教育環境等も先進レベルにあることから、長江デルタという立地条件も影響し、通常の企業誘致も堅調である。ハイテク園区と言うことで、優秀な人材の確保や学究機関との連携が不可欠であるが、大学学園都市の存在が、企業誘致にも有利に働いている。

南京市は、従来から教育研究全体の水準が高く、現在、各種高等教育機関48校、研究開発機関600余りを有している。これらの多くが、都市化や施設の老朽化により、市街地からの移転を余儀なくされていることに着目した管理委員会は、学園都市区の総面積100km²に100億元を投資することとし、江蘇省教育庁と共同で、多くの高等教育機関を学園都市内に誘致している。また、2005年に完成予定の南京地下鉄1号線の終点も当学園都市とされており、計画では5年後は、学生数12万人、教員、その他関係職員数万人が修学、勤務、居住する一大学園都市が出現する予定であり、各大学は、教育資源の共有を図り、受講単位の共通認定や積極的な学際交流を推進することとしている。現在、既に南京医科大学、南京工業技術学院、曉庄学院、金陵科学技術学院等7つの高等教育機関が正式に立地を決定し就工しており、2003年9月には5つの大学で秋期新生の修学が始まる予定である。

(2) 吉林省延辺朝鮮族自治州琿春市(地理的、人的特性を活用)

吉林省延辺朝鮮族自治州は、地区級の民族自治州である。総人口は約220万、うち朝鮮族が約41%を占める。琿春市はその東端に位置する県級市である。

地理的に、中国、ロシア、北朝鮮3カ国の国境に面し、ロシアを介して日本海にも近接している。国境からロシアのポシェット港までは、33km、琿春からトラックで1時間30分程度の距離であり、韓国とのフェリー航路を有するほか、秋田港まで定期コンテナ航路で繋がっている。また、人的な特性として、朝鮮族が八

ングル語に堪能であるのは当然ながら、歴史的経緯から日本語にも堪能で、日本との何らかの繋がりをもつ人材が意外に多い、これらの人材が当地に日・韓からの資本を誘致するうえでの一定のプライオリティーを与えている。

このような地理的、人的な特性に鑑み、中央は当自治州に中国西部地域に準じ、後述する西部大開発の優遇措置を適用させている他、琿春市にいずれも国家級の边境経済合作区、輸出加工区、中口相互貿易区の設置を認めている。全国でも例を見ない好遇といえる。

ただし、延辺朝鮮族自治州自体が慢性的な資金不足にあることから、合併よりの社会経済的な資本の蓄積が沿海部よりは劣っていること、近隣諸国の目下の経済状況が芳しくないことから、現状ではそれ程の成果は上がっていない。将来の発展の可能性を見据え、制度を整備して、自らの特殊性を発揮するタイミングを待っている状態と言えよう。

第2節 新たな政策課題

中国は、地域制限と業種制限により、自国の経済発展にとって望ましい外国資本と技術を効果的に導入してきたところであるが、現在、従来の企業誘致政策の根幹に影響する2つの大きな政策課題に直面している。

1つは、2001年12月に正式に加盟したWTOである。総合的に見た場合、既に貿易大国となりつつある中国にとっても、世界各国と国際貿易面でのルールを同じくすることは国益にかなうものである。しかしながら短期的には、これまで国策により保護していた鉄鋼や機械工業といった大型基幹産業、また、過剰な人口を抱え大規模化、機械化が進まない農業分野などでは、相当な影響が出るものと予想されている。さらに、外国企業の誘致についても、これまでの政策がむしろ国内企業より外国企業を優遇したものであったことから、税制面等、一連の優遇政策の見直しが懸念されているところである。

2つ目は、中国内陸部の経済的底上げをねらう国家プロジェクトである西部大開発である。沿海部のめざましい経済発展とは対照的に、中国内陸部の経済状況はかなり立ち後れている。中国国内で1人当たりのGDPが最も高い上海市と最も低い貴州省の格差は12倍以上もあり、しかもその格差は拡大傾向にある。このため、中国政府は、中国西部地域により多くの資本と技術を誘致するために、各種開発区以上の優遇措置を導入している。この結果、ほぼ中国全土が、経済開発区の区域内と同様の位置けになることとなり、企業優遇措置自体が一般化してしまった結果、まさに、中国全土で企業の誘致競争を展開しなければならない様相を呈して来ている。本節では、この2つの政策を概観し、中国の企業誘致政策の展望を考えてみたい。

1 中国のWTO加盟

(1) WTO加盟に係る合意内容

中国がGATTへ加盟申請(「GATT締約国としての地位回復」を求める形)を行ったのは1986年のことであり、以来、GATTの機能を受け継いだWTOに協議の場が移り、1999年の日中間、米中間合意、2000年の対EU合意を受けて、2001年11月にカタルドで開催されたWTO閣僚会合で、中国のWTO加盟が了承され、同年12月に発効している。実に足かけ15年に及ぶ交渉は、WTO加盟が中国の悲願であったことを物語っているが、同時に貿易の自由化のために中国が支払うべき代償も大きかったことを物語っている。

中国がWTOに加盟するために各国と合意した事項、すなわち貿易の自由化のために果たすべき約束事は、各次項毎に膨大な数に上るが、重要な内容を抜粋すると図表3-1のようになる。この結果、関税は、全品目平均で17.5%(1998年)から9.8%(2010年)引き下げられることとなり、また、加盟数年以内に一部の制限業種を除き、ほとんどの業種が、中国国内で企業活動を行えることとなった。特にこれまで厳しい制限下に置かれてきた金融、保険、流通等のサービス業について門戸が開かれたことが特徴的である。

図表3 - 1 中国WTO加盟による貿易・投資上の主な改善点

項目	内容
外資規制の緩和	流通、金融・保険、電気通信、建設関連、運輸関連、その他サービス業において、加盟後5年を目処に外資比率規制、地理的規制、数量規制を段階的に緩和・廃止
卸売（除：塩、煙草）	加盟1年以内に外資系企業の設立を認め、加盟2年以内に外資マジョリティーを認め、地域制限を撤廃。加盟5年後に取扱品目の制限を撤廃。
小売り（除：煙草）	加盟2年以内に外資マジョリティーを認め、地理的制限を緩和し、加盟3年以内に外資規制及び地域制限を撤廃。加盟5年間で、取扱品目の制限を段階的に緩和。
流通（物流）	加盟1年以内に貨物運送代理業について外資マジョリティーを認め、加盟3年を目途に国内市場にアクセスするための規制を撤廃。加盟4年以内に貨物運送代理業について外資100%を認める。
銀行、リース	加盟時に外貨業務について完全自由化。加盟2年後に人民元業務についての営業対象を中国企業に拡大。加盟5年後に完全自由化。
保険	加盟時に地域制限を緩和し、外資最大50%出資の個人向け生命保険業務及び外資最大51%出資の外資企業向け損害保険業務を認める。加盟2年以内に外資100%による国内企業、個人への損害保険業務を認め、3年以内に地域制限が撤廃され、外資最大50%出資の健康保険、団体保険、年金保険業務を認める。
電気、通信	電子メール、オンライン情報提供等の付加価値通信事業について、加盟時に北京、上海、広州での外資25%以下による営業を認め、加盟1年以内に外資49%以下による営業を認め、地域制限を緩和。加盟2年以内に外資50%以下の営業を認め、地域制限を撤廃。移動及びデータ通信事業について、加盟時に北京、上海、広州での外資25%以下の営業を認め、加盟1年以内に外資35%以下の営業を認め、地域制限を緩和。加盟3年以内に外資49%以下の営業を認め、加盟5年以内に地域制限を撤廃。国内、国際通信事業について、加盟後5年以内に北京、上海、広州での外資25%以下の営業を認め、加盟1年以内に外資35%以下の営業を認め、地域制限を緩和。加盟6年以内に外資49%以下の営業を認め、加盟5年以内に地域制限を撤廃。
T R I M協定実施	加盟時からT R I M協定を実施し、輸出入・外貨均衡要求、ローカル・コンテンツ要求を廃止する。また、加盟時から投資許可、輸入許可等を一切のパフォーマンス要求に条件付けない。

外国貿易権の拡大	加盟後3年以内にすべての中国所在の企業（外資系企業を含む）に貿易権を自由化し、自由に輸出入を行うことができるようにする。経過期間中は現行の許可制度の下で輸出入に従事する企業数を漸進的に拡大する。
関税	鉱工業製品関税を1997年の平均24.6%から、2005年には平均9.4%に引き下げる。
鉱工業品	97年の平均24.6%を2005年には平均9.4%へ引下げ。
I T 関連機器	現行の平均13.3%を2005年には0%へ引下げ。
自動車	現行の100%または80%を2006年7月までに25%に引下げ。
自動車部品	現行の平均23.4%を2006年までに平均10%まで引下げ。
化学品	現行の35%を、各カテゴリーにより6.5、5.5、0%へ引下げ。
非関税措置	輸入割当、許可等による輸入規制を2005年までに撤廃。経過期間中は漸進的に緩和していく。
知的財産権保護	加盟時からT R I P S協定を順守する。
二重の製品安全認証	T B T協定に従い、輸入電気製品に対する二元的検査システムを改め一元化する。
法の執行上の突然の変更	規則の公表を行うとともに、法の執行の不透明性について法律等の問い合わせに対処する照会所を設置する。

（備考） T R I M協定（Agreement on Trade-Related Investment Measures）
：貿易に関連する投資措置に関する協定

T R I P S協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）
：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

T B T協定（Agreement on Technical Barriers to Trade）
：貿易の技術的障害に関する協定

出所：経済産業省ホームページ等を基に作成

（2）W T O加盟がもたらす影響

ア 国内既存産業への影響

（ア）2002年の貿易概況

2002年の中国の貨物貿易額は6,000億U S \$を超える見込みであり、対前年比でも、輸出が約21%、輸入が約19%の増加となる。貿易黒字額も319億U S \$にのぼる見込みである。このような貿易面の実績とW T O加盟の因果関係は、一概に説明が難しいが、農産物では、穀物、植物油、工業製品では、繊維、電子機械、通信設備等の輸出量が急激に伸びている。

一方、鉄鋼、化学肥料については輸入が急増し、国内産業を圧迫することとなった。

2002年は、中国がW T O加盟初年として、国際ルールに適合できるか注

目されることとなったが、アメリカ通商法 201 条を適用し鉄鋼の輸入に関しセーフガードを発令したアメリカに対し、中国は、W T O の規定に基づきアメリカと協議し、最終的には、対象品目となった中国製鉄鋼製品 33 品目のうち、17 品目についてはシロの判定を勝ち取っている。また、中国自身も化学、繊維、鉄鋼製品などアンチダンピング 9 件について調査を開始し、うち 1 件を再審としている。このようなことから、W T O 加盟後 1 年、中国はまずまずの滑り出しを見せたと言える。

(イ) 今後の動向

しかしながら、今後の動向は楽観できない。農産物については、2002 年は、穀物の主要産地が不作であり、小麦を中心に国際価格が上昇したことから、中国産穀物の輸出を助けたとの見方もある。米を除き、従来、中国産の穀物は、国際価格よりかなり割高であり、また、品種や輸送面で克服すべき多くの技術的課題があるとされている。農業における大規模機械化を速やかに進める必要がある。

次に、工業製品を見てみると自動車の動向に注目すべきである。2002 年の貿易実績上はあまり大きな影響は見受けられなかったが、今後、価格規制面では 2006 年までに段階的に関税が引き下げられることとなっており（最終関税率 25%、自動車部品は 10%）また、数量規制面でも 2005 年までに輸入許可、数量割当が撤廃される見込みである。昨今の中国におけるモータリゼーションの波、また都市部のマイカーブームを見る限り、今後、中国国内メーカーを相当程度圧迫するものと思われる。

自動車産業はすそ野が広く、輸入量の増大と共に、国内の鉄鋼、部品メーカー等は高品質製品の供給ができない場合、厳しい淘汰に遭うことが予想される。

イ 外資企業への影響

(ア) 進む法整備

中国政府は、円滑な W T O 加盟に備えて、一連の関連法制度整備を進めてきた。

主要な規定では、2000 年 10 月から 2001 年 7 月にかけて改正された「外資企業法」、「中外合資経営企業法」、「中外合作経営企業法」（外資企業 3 法と呼ばれる。）及び各実施条例がある。W T O 加盟に係る主な改正の内容は、従来、外資系企業に求められていた 一定程度の外貨を保有すべきこと、企業活動に伴う輸出入金額を均衡させること、原材料等について一定程度以上の国産化を図ること、等の規定の廃止である。

また、2002 年 2 月にも、外資政策の基本例規である「外国企業投資方向指導規定」（以下「指導規定」という。）「外国企業投資産業指導目録」（以下「指導目録」という。）が改訂されており、W T O 加盟後の外資企業に係る産業政策、産業構造調整政策が示されている。指導規定における主な改訂内容は、西部大開発における企業誘致に係る各種優遇措置を外資企業にも適用することが制度化されたこと、投資制限品目に係る外資プロジ

エクトの行政手続を簡素化したこと、エネルギー、公共インフラ、環境保全等のプロジェクト対しても広く外資に門戸を開放したこと、完全輸出型の外資プロジェクトの奨励を明文化したこと、出資額に係るマジョリティーの定義が明文化されたこと、等が挙げられる。さらに、指導目録では、奨励項目を大幅に増やした（186項目 262項目）こと、付属文書が設けられ、関連項目に対するWTO合意事項との整合性等に係る解説が付されたこと、等がある。

（イ）今後の動向

WTO加盟と前後して、対中投資は好調であり、2001年の対中直接投資総額は、契約ベースで692億US\$、対前年比10.9%の伸びを示している。我が国の2001年対中直接投資額は、契約ベースで54.2億US\$、対前年比47.21%の増加を示した。2002年度上半期も既に同ベース31.5億US\$の投資がなされており、トータルで前年を上回るのは確実な状況にある。

今後とも、対中投資は順調に伸びていくものと思われるが、一部の業種等においては、約束どおりに開放が進んでいなかったり、法制度改正に伴う具体的手続が不明瞭で、現場のとまどう声なども聞かれる。

なお、WTOの趣旨の1つに内外差別の是正があるが、外資に内国民待遇が付与される一方、外資優遇が残ることで中国企業が不利な立場に置かれることから、いくつかの外資優遇策の見直しが進められている。既に、2002年10月から、1996年4月1日以前に認可された自家用設備に対する輸入関税及び輸入増値税の免税措置の廃止、全額輸出用の生産設備に係る輸入関税及び輸入増値税の免税措置の還付方式への変更、全額輸出用の原材料、大規模イベント等実施のための大型車両等の輸入に対する輸入関税及び輸入増値税の免税措置の廃止、といった輸入税制に関する見直しが実施されている。

また、今後、「2免3減」等、外資企業のみ認められている法人税（企業所得税）等における優遇措置についても、見直しの動きがあるものと予想される。ただ、昨今の国家指導者の言動等から推測されるところでは、外資導入の促進や激変緩和等の観点から、急々な見直しは行われないのではないと思われる。

2 西部大開発

中国西部地域は、豊かな自然、豊富な資源、安価な労働力等を有し、潜在的な発展要素はあるものの、現状としては、生産性の低い農業、近代化の進まない鉱工業、深刻な環境汚染等を抱え、厳しい経済社会状況にある。

中国政府は、このような西部地域の現状を打開するため、これまでの沿海部優先の発展戦略を転換し、西部地域へ開発の重点を移行させようとしている。この西部地域を対象とした中国政府の経済社会発展戦略を「西部大開発」と称しており、その内容は、開発一辺倒ではなく、生態環境に配慮した持続可能な発展を基調としたものとなっている。

(1) 西部大開発の背景

ア 経済的要因

1978年以降の改革開放政策により、沿海部における目ざましい経済発展ぶりについては既に述べたとおりである。90年代に入り、沿海部の発展の波及効果は次第に内陸部に広がってはきたが、中国沿海部の諸都市の発展速度とは比較にならず、大部分の内陸部においては、依然として経済発展から取り残された状態が続き、中国内の東西格差は一段と広がることとなった。

図表3 - 2は、中国における地区別の一人当たりGDPの推移を示している。1978年における中国沿海部（東部）と中国内陸部（西部）との地域格差は、西部を1としたとき、東部1.89であったが、1999年には西部1に対して東部2.39と拡大していることが分かる。

図表3 - 2 中国各地区別一人当たりGDPの推移

単位：元

区 分	1978年	1980年	1985年	1988年	1990年	1995年	1998年	1999年
全 国	379	460	853	1,355	1,634	4,854	6,307	6,534
同伸び率	100	121	225	358	431	1,281	1,664	1,724
東 部	483	597	1,113	1,827	2,080	7,104	9,483	10,089
同伸び率	100	124	230	378	431	1,471	1,963	2,089
中 部	311	390	716	1,108	1,268	3,691	5,249	5,407
同伸び率	100	125	230	356	408	1,187	1,688	1,739
西 部	255	315	565	822	1,060	3,029	4,052	4,217
同伸び率	100	124	222	322	416	1,188	1,589	1,654
東部：西部	1.89	1.90	1.97	2.22	1.96	2.35	2.34	2.39

(注)「中国統計年鑑」(1981年～2000年)より作成。1978年の数値はGNP。

また、特に留意すべきなのは、この格差が両極化していることである。

図表3 - 3は、中国で一人当たりのGDPが最も高い上海市と最も低い貴州省とを比較したものであるが、両地域の格差は、1978年には貴州省1に対して上海市14.28であったのが、改革開放後、その後の約10年間で7.75まで縮小されている。ところが、中国沿海部が再び改革開放による高度成長を始めた92年以降、この格差が再び広がりはじめ、99年には12.45にまで拡大していることが分かる。その後、西部大開発の各プロジェクトにより中国政府による重点的な投資が行われていることもあり、格差拡大の傾向は弱まりつつあるが、一国内において、10倍以上の所得格差が生じている現状は適正な経済状態とは言い難く、このような地域経済格差の現状及び格差拡大の傾向が、西部地域の優先的開発を促すこととなった一つの要因である。

表3 - 3 上海市と貴州省の一人当たりGDPの推移

単位：元

区 分	1978年	1988年	1992年	1993年	1998年	1999年	2000年	2001年
上海市	2,484	5,135	8,267	11,205	28,253	30,805	34,547	37,382
貴州省	174	663	1,005	1,198	2,342	2,475	2,662	2,895
上海：貴州	14.28	7.75	8.23	9.35	12.06	12.45	12.98	12.91

(注)「上海市統計年鑑」、「貴州省統計年鑑」(1993年～2000年)、「中国統計年鑑」(2000年、2001年)より作成。1992年までの数値はGNP。

イ 環境的要因

西部地域は長江、黄河、珠江という中国の三大河川の水源地域に当たる。森林の乱伐や無理な耕地化により、上流部で深刻な水源荒廃や水土流失が起きており、中下流の河川や湖沼への砂泥堆積を進め、このことが頻繁な洪水発生の原因の一つとなっている。また、草原乾燥地帯における大規模な開墾事業により、水資源が枯渇し、広範囲にわたる砂漠化を引き起こしている。砂漠化による生態環境の悪化により砂塵を含む強風が発生しており、近年の華北地域及び東南沿海地域における深刻な黄砂との関連を指摘されている。

また、西部地域は、比較的重化学工業が集積している地域であり、主要なエネルギー源は石炭である。また多くの都市が盆地や山間等、汚染物質の拡散に不利な地形に位置していることから、大気汚染も深刻な状況にある。全国の47の環境保全重点都市うち、汚染がひどい10都市の過半を西部の5都市が占めている状況にある。

さらに、西部地域の中でも西南地域(四川、貴州、雲南、チベット)は水資源が豊富であるが、都市廃水・汚水の処理能力が低く、湖水の水質汚染が著しい。直接河川に排出されるので、河川の水質の悪化は言うまでもなく、地下水にも影響が出ている。

このように、西部地域の環境悪化の状況は極めて深刻な状況にあり、この地域での生態環境の悪化が中国全土に及ぼす影響を考えた場合、西部地域における環境保全を重点的に実施する必要がある、このことも西部地域を優先的に開発(この場合は環境面への投資)しなければならない大きな要因となっている。

ウ 政策的背景

西部大開発の政策的な背景については、「中国の特色をもつ社会主義」に代表される鄧小平理論、特に「三步走」と「二つの大局」にその根拠を求めることができる。

「三步走(三段階近代化発展戦略)」、1987年に鄧小平氏が中国の経済建設戦略に関する構想として提出したもので、その内容は以下のとおりである。

中国の経済建設は総体的に3段階に分けて進めることとする。

第1段階

中国は1980年から1990年の間にGNPの倍増を実現し、なんとか衣食が足りる生活水準である「温飽」を目指し、国民の衣食問題を解決する。

第2段階

今世紀末（2000年）までに、さらに第1段階の倍増を実現し、国民生活を「小康（少し資産があって生活に困らない）」の水準にする。

第3段階

21世紀の半ばまでに、さらなる富裕化を進め、国民平均のGNPは世界の中進国並みのGNP水準を実現し、近代化を基本的に実現する。

（注）「温飽」の目安について

食糧は満身に摂取（2,100g/日）できるが、衣、住、その他の社会サービスについては必要最小限が保証される水準とされている。現行の国家が定めた基準（農村貧困基準）によると、この目安となる生活消費支出年額は625元であるが、物価水準等を勘案した場合、99年においては、同860元前後が「温飽」の目安とされているようである。

現実中国は、第1段階の目標を3年早く1987年に達成し、第2段階の目標（すなわち1980年のGDPの4倍増）を5年早く1995年までに達成している。したがって現在は、世界の中進国入りに向けて全土の富裕化に取り組む時期に当たっていることになる。このためには、「小康」どころか、「温飽」にも達していない西部地域の生活水準を引き上げる必要がある。

また、「二つの大局」とは、鄧小平が1992年初頭に中国南部の開放都市を視察した際の講話（一般に「南巡講話」といわれる。）の中で示されたものであり、その内容は以下のとおりである。

一つの大局は、まず沿海部地区が対外開放を行い、豊かになることを実現することである。中西部地域はこれに従わなければならない。

もう一つの大局は、ある程度発展を遂げた後、全国が中西部の発展を助けなければならない。沿海部地区もこの大局に従わなければならない。

これによると、沿海部の経済が一定の水準に達した現在は、内陸部に開発の軸足を移すべき時期にきていることになり、また、沿海部は中、西部の発展を支援する必要があることになる。

（2）政府による政策決定の沿革

これらの背景から、中国政府は、1990年代後半から西部地域の重点的開発を模索し始め、97年頃から新聞誌上等でも西部地域の開発に関する報道が見られるようになってきている。

その後、2000年3月の第9期人民代表大会等の機会に、朱鎔基総理や国家発展計画委員会主任の曾培炎氏らにより、西部大開発に関する基本的な考え方が示され、その後、西部大開発に係る具体的なプロジェクトの内容等が断続的に報道されるようになった。

西部大開発が正式に国家プロジェクトとして採択されたのは、第 10 次五カ年計画（2001 年～2005 年）制定の提案が採択された「中国共産党第 15 回代表大会第 5 次中央全体会議（2000 年 10 月開催）」であり、2001 年 3 月の第 9 期全国人民代表大会において、正式に第 10 次五カ年計画に盛り込まれることとなった。

（3）西部大開発の基本理念

西部大開発は、長期的な視点から地域住民の生活水準の向上を目指すべきものとされ、「持続可能な発展」を最も重要な目的とした上で、朱鎔基首相は、次の五つの基本的な施策の方向性を示している。

開発一辺倒ではなく大気、水質、生態系といった環境保全にも力を注ぐ。農村部における教育の充実及び科学技術の振興を図る。

開発を担う人材を育成する。

計画や金融等、経済のマクロコントロールを強化する。

外部からの人材、資金、技術の導入を促進するための投資環境を整備する。

これらを西部大開発における重点施策に言い換えると、インフラ整備、生態環境保護、産業構造の調整（農業農村の振興、鉱工業の調整、特色ある観光の推進）、科学技術・教育の振興の 4 点に集約することができる。

（4）対象地域

西部大開発の対象地域は、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区及び内蒙古自治区、広西壮族自治区が含まれる。（以下、上記地域を「西部地域」と総称する。）また、その他の地域の民族自治州（湖南省湘西土家族苗族自治州、湖北省恩施土家族苗族自治州、吉林省延边朝鮮族自治州）は、実際の運営において西部大開発対象地域に準じた関係政策措置が実施される。

（5）西部大開発の内容

西部大開発は、国務院西部大開発弁公室が所管しており、中央政府の各部・関係部門及び各地方政府は、それぞれ西部大開発に係る各種の関係計画やプロジェクトを策定し、実施している。これらは、日本の開発計画のような全体的な体系としての一覧性のあるものではないことから、完全な把握が困難なのであるが、やや具体性に欠けるものの、国務院弁公室が 2001 年 8 月に発表した「西部大開発の若干の政策措置に関する実施意見 70 カ条」が西部大開発における主要な政策を網羅している。なお、別添資料として、この中から、外国企業への優遇措置に関する条文を抜粋したものを掲載した。

これらの優遇措置を見ると、西部地域に関しては、各開発区と同等以上の優遇措置が認められており、エネルギー、社会インフラ、環境保全等、通常、公共事業として実施されるべき大型プロジェクトにまで大幅に門戸を開放している点が特徴的である。

第3節 中国の企業誘致政策の展望と我が国地方自治体の対応

1 中国の企業誘致政策の展望

(1) 産業の高度化

「世界の工場」とまでいわれるようになった中国では、今やローテクからハイテクまであらゆる製品を大量に生産している。繊維産業に代表される労働集約型の軽工業品はもとより、現在、洗濯機、冷蔵庫、カラーテレビ、クーラーなど、白物家電を中心に電化製品の世界シェアも中国がトップに立つようになっている。

長期にわたる高度経済成長により、沿海部の諸都市における都市住民の賃金上昇率は、経済成長率を上回る10%超で推移しているが、家電製品を中心に、物の価格は、過剰生産、過当競争により下降気味である。それでも生産現場が持ちこたえることができているのは、生産人件費がほとんど上昇していないからである。華南地域に集積する部品製造業を例にとると、進出企業（もしくは当該企業から委託を受けた斡旋機関）は、雲南省、貴州省、四川省等、内陸部の地方政府と協力し、当該地方で余剰労働力となっている若年労働者を有期限（1年契約で通常3年まで延長）で雇用している。この結果、企業側にとっては、半永久的に賃金が上がらない、有期限労働者は短期間のうちに少しでも稼ぎたいので残業を厭わないなどモチベーションが高い等の利点がある。また地方にとっても都市に居住する間は正規の都市住民に準ずる社会的待遇が得られる（臨時居留証が交付され、居住地コミュニティでは都市住民向けの各種社会福祉サービスも享受できる）、有期限であるため多くの希望者を不公平感なく斡旋・派遣できる、常に一定数の労働者が域外に出ることから当該地域の雇用の安定につながる、当該地方にすれば比較的高額の収入がもたらされ地域の発展につながる等の利点がある。この他、停滞する内陸部の経済状況を反映し、職を求めて単身で当てもなく都市部に流入する地方出身者の数も増加傾向にあり、地方から沿海部への安価な余剰労働力の供給は当分の間続くものと思われる。

一方、賃金水準の高くなった都市住民の就業機会は、教育水準の高度化とともに、より高収入を得られる業種へとシフトしている。例えば、工場労働者や店頭販売員などの現業職種とそれらの管理業務職とでは、同一年齢で3倍以上の所得格差が生じており、現業職＝地方出身の有期限労働者、管理業務＝都市戸籍保有者といった出身・職種による社会的棲み分けが始まりつつある。こうした事態は、社会主義を標榜する政府にとっては好ましい状況ではなく、内陸部に置いては前節で詳述した西部大開発に代表される過剰とも言える企業誘致を、沿海部に置いては、知識集約型産業への構造転換を進めている。特に都市部における産業の高度化は今後さらに加速するものと予想され、大学新卒者の就職難を払拭する意味でも、金融、保険等の高学歴者を要するサービス産業に対する誘致優遇措置が拡充されていくものと思われる。また、これまで、基幹技術や資金については、その多くを海外に頼ってきたが、近年、さかんに国内成長産業への助成や帰国留学生に対する起業支援等が行われてきており、人材、技術、資本の自己調達率も徐々に高まるものと思われる。

さらに、WTO加盟により、税制を中心に各種の外資優遇策が採られているが、この見直しも行われると予想される。ただ、法人税（企業所得税）一つとっても、実際は、国内企業に対しても種々の優遇策がある。それらは各種の特別控除等から構成されており、単に外資に対する優遇措置を撤廃したからといって直ちに内外平等にはならず、この調整には一定の時間を有すると思われること、7%の経済成長を至上命題とする中国政府にとっては、今後も積極的な外資の導入は必要不可欠の要件であること等から、例えば税の減免措置が還付方式になる等、いくつかの形式的な変更は伴うであろうが、現行の外資優遇策は、少なくとも短期的には継続されるものと思われる。

これらのことから、中国における今後の企業誘致を含めた産業政策は、既存の優遇措置を維持しながらも、特に沿海部においては、人材育成や技術革新を効果的に行うために、教育分野、研究開発分野における環境整備を進めながら、金融、保険等、高学歴者を吸収できるサービス産業の誘致・創設へと、その重点をシフトさせていくものと思われる。

（2）経済発展から格差是正へ

前節で述べたとおり、20年来の高度経済成長の結果、中国の沿海部と内陸部とでは、大きな経済社会的格差が生じるに至っている。2000年に始まった西部大開発では、企業誘致策についても可能な限りの優遇策が用意されているが、資源開発等の大規模プロジェクトを除き、遅れたインフラ水準や経済社会環境が阻害要因となり、外資の中西部進出の足取りは重い。戸籍制度を主とした都市と農村の人口流動制限政策により、地域間の過度の富の偏在が原因による社会的な大混乱は発生していないが、都市においても、例えば国有企業現業職と私営企業管理職間の所得格差は大きく拡大しており、賃金や年金の遅払いや未払いに対するストライキ・デモ等の抗議行動が頻発しつつあり、政府も警戒するところとなっている。

このことを解決するには富の再分配が重要であるが、中国の現行の経済・行政システムでは、税や補助金を介した資金の国内循環が十分にうまくいっていない。その結果、急速な経済成長がもたらすものは、富めるものがますます富み、持たざるものはますます貧しくなるという二極化であるということに一般庶民は気付きつつある。

折からの国有企業改革、行政改革等により、一時帰休者を含む失業者の数は急激に増大しており、これら失業者への再雇用先の確保が急務となっている。また、農村問題も深刻であり、学者により諸説あるものの中国農村部には、6,000万人～1億人程度の潜在的失業者が存在するとされている。さらには、教育費や村道整備費など、多くの租税以外の費用徴収が農民の生活に大きな負担となっており、我が国の国会に当たる2003年3月期の全国人民代表大会では、まっ先に農村部の振興策が議論され、「農業」、「農村」、「農民」のいわゆる三農問題として政府が解決すべき最重要課題とされた。

これらのことにより、従来型の企業誘致は、中国国内の経済格差是正策とリンクしながら、中国内陸部において重点的に展開されていくものと思われる。

(3) 地方政府の対応

中国の行政システムは、制度上は国務院を頂点とした中央集権制である。各地方政府は、当該地方議会である各地方人民代表大会に責任を負うとともに、1級上位の政府(地区級市政府は省政府、省政府は中央政府)に対しても責任を負っており、各地方政府は国家権力の執行機関として機能していることから、制度的には、中国の地方政府に対しては我が国の地方自治の概念は当てはまらない。しかしながら、実際上は、各種施策の実施に当たり、地方に非常に大きな権限が委ねられている。中央政府が国策として必要と判断し、各地方に指示あるいは認可する事項については、完全な中央集権システムが機能するが、それに付随し、地方で処理するものとされた事項については、完全に地方の判断に任せられる場合が多い。

企業誘致に係る各種優遇施策についても、本レポートで報告した国家レベルの優遇策として中央が認可した施策以外で、地方が権限を有する事項の取扱いについては、中央政府は地方政府にほとんど干渉しておらず、各地方政府は極めてフレキシブルな対応をしている。例えば、税制上の地方税(国・地方の統一税の地方分を含む)の減免措置や土地使用権価格の割引、電気、ガス、水道等の供給価格など、各地方政府では当該地方の特色や進出してくる企業の業態・規模等を踏まえて、多くの優遇措置を講じている。現在、世界中からの多くの企業が中国での立地を目指しているが、中国は中国で、実は、各地方間における熾烈な誘致競争が展開されているのである。

中国における各地方の指導者は、実質的に共産党が掌握していることから、共産党が実績主義による厳格な人事運用を行う間は、今後ますます各地方間の自己責任による積極果敢な政策が展開されるものと思われる。

2 我が国地方自治体の対応

(1) 企業誘致優遇策の充実

以上のような中国の動向を踏まえた上で、企業誘致に係る我が国地方自治体の対応について考えてみたい。図表3-4は、企業誘致に係る法人税制から見た東アジアの各国・地域の比較である。

ご存じの方も多いと思うが、我が国の法人税は、各国と比較しても割高である。表からわかるとおり、東アジアにおいて制度自体がわかりやすくかつ低率なのは香港である。その他、韓国、台湾でも操業初期の法人税減免制度を有している。また、台湾では、特区を設け、特区内では、減免措置終了後も法人税の減免を行っている。一方、我が国では、法人税に関しては、目立った優遇措置はない。法人税は過半が国税であり、地方自治体独自の対応は困難で、また、我が国の国情を踏まえると、直ちに全域でというわけにはいかないだろうが、国や経済界と連携しながら、少な

くとも地域や業種限定による法人税及び法人事業税に係る優遇政策が考慮されるべきと思われる。

また、法人税以外の要素についても、当該地方自治体の特色や進出企業の業態・規模等を踏まえ、誘致に係る様々な優遇措置を模索する必要があると思われる。具体的には、土地取得料の減免、港湾使用料・登記料等、各種公共手数料の減免、水、エネルギー、通信等の諸コストに対する助成、法人事業税・固定資産税等、地方税に係る減免または還付等の措置が考えられる。

(2) 自己責任による果敢な挑戦（企業誘致に関連して）

企業誘致の効果は、いうまでもなく産業面だけにとどまるものではない。雇用創出、当該技術の蓄積といった直接的な効果から、人口増、消費拡大、それらに伴う財政収入の増加、必要な都市インフラ等、公共施設の整備、商業施設の集積、といった種々の要因が相互に関連しつつ地域の振興、発展に結びついている。第2章で述べたとおり、中国の場合、各開発区を所管する管理委員会は、企業誘致のみを所管するのではなく、開発区に指定された区域の行政全般の権限を省または市政府から委任されている。したがって、企業誘致に付随する用地取得はもとより、インフラ、公共緑地、住宅、教育施設、商業施設の整備や各種社会福祉サービスの提供を当該管理委員会の権限の下に行っている。

多くの開発区の管理委員会や進出企業への取材を通じて感じることは、開発区の管理委員会は、ある企業の進出に対し、どの分野でどの程度の収益を得られる（税収や雇用以外に、例えば、進出企業の外国人が居住する住居費や子弟が通う学校の教育費なども考慮の対象となりうる。これらは、いうまでもなく一般の中国人が支払う額よりも高額である。）かを判断し、進出ケースごとに具体的な優遇策を決定しているのではないかということである。このような、企業誘致を地方のトータルメリットで斟酌し、実施可能なメニューの中から双方に最適な施策を提案、実施していくという視点は、我が国地方自治体における企業誘致対策上も非常に参考になるうかと思われる。

最後に、教育についても少し触れておきたい。中国の詳しい教育事情はここでは置くとして、中国では、苛烈な受験競争等により、多くの優秀な若者が育っている。現実主義の中国社会では、そんな彼らでも、即戦力としての担保がない以上、就職活動では非常な苦戦を強いられている。ソフトウェア開発を中心に、現在、我が国を含む多くの企業が中国に研究開発センターを整備しつつある。これは人件費対策は当然ながら、中国若年層の能力に着目してのことである。我が国では、近年の「メイド・イン・チャイナ」攻勢に対応するために、生産部門の高付加価値分野へのシフトが言われているが、高付加価値製品の開発は、高質の人材が支えるものである。中長期的に見た場合、我が国における最も重要な企業誘致政策は、高付加価値製品を生み出す土壌の再生産、すなわち学校教育を含めた人材育成であるということをつけ加えさせていただきたい。

図表3 - 4 法人税制面から見た企業誘致優遇策（製造業分野）の国際比較

項目	中国	日本	台湾	韓国	香港
法定最高税率(国 税) 最高税率(地方税) 合計税率	30% (企業所得税) 3% (同上) 33%	30.0% (法人税) 9.6% (法人事業税) 39.6% この他に法人住民税が課される。 ・都府県税(最高):均等割80万円 法人税割6% ・市町村民税(最高):均等割300万円 法人税割2.3%	25%(3段階:0,15,25%) 25% (営利事業所得税)	28%(16~28%) 2.8%(税額×10%) 30.8%	16% 16%
優遇制度 法人税等減免措置	法人税のうち国税分の税率(%)				農工団地の場合、3年間の法人事業税減免措置あり。 営利事業所得税減免 <新規投資の場合> 製品販売開始日又は労務提供開始日から5年間免除 <増資拡張の場合> 新設備の操業開始又は労務開始日から、連続5年間免除 <免税開始の繰延> 徴収を免ぜられた営利事業所得税について、その製品の販売開始又は労務提供開始日から2年以内に免税開始の繰り延べ期間を自ら選定できる。ただし、その繰り延べ期間は最長4年未満 科学工業園区優遇措置(新竹、台南に適用) 免税期間終了後、営利事業所得税額は20%を越えない。
	区分				
	生産性企業	15	15	24	
	非生産性企業	15	30	30	
	知識・技術集約型事業、研究開発型事業、長期プロジェクト	15	15	15	
	の措置経過後の輸出型企業(70%以上)	10	10	12	
	投資額1千万us\$以上で、10年以上営業の金融機関	15	15	15	
	公共インフラ、国家特別承認事業	15	15	15	
	法人税国税分の減免(経営期間10年以上、利配上期から起算)				
	区分				
内 容					
生産性企業、ハイテク施設 中西部地域でのインフラ事業					
1, 2年目は免税、3~5年目は 税率の1/2 (以下、「2免3減」という)					
非生産性企業					
経済特区内の 金融機関及び投資額 500 万 us\$以上で 10年以上営業のサービス業は、1年目は免税、2~3年目は 税率の1/2					
先端技術企業					
2免3減後、さらに3年間は 税率の1/2					
中西部地域					
外資奨励事業は他の税制優遇期間終了後さらに3年間は15%					
15年以上の港灣建設事業					
1~5年目は免税、6~10年目は 税率の1/2					
農林水産業従事企業					
他の税制優遇期間終了後さらに10年以内、15~30%の範囲で減税					
地方税分の減免 各地方は独自に減免措置を講じることができる。					

【最新トピックス】

「開発区」の建設制限 中国、審査義務づけ (2003年8月2日付け日本経済新聞)

中国は工場誘致や技術開発、レジャー振興などのために設ける「開発区」の建設を厳しく制限する。地方政府が農地を安い補償額で収容し、開発区として使用権を低価格で売り出したり、予定していた目的と違う用途に使ったりすることがあるため。加熱する不動産建設を抑制する狙いもある。

国務院（政府）の弁公庁は、8月1日、管理を強化する旨の通知を出した。通知によると、工場の立地は中央政府や省が認めた大型の開発区に集中するよう促す。市や県などが新たな開発区を建設したり拡充したりする場合、用途や街づくりなどとの関連を明確にするよう求めたほか、上級機関の審査を義務づけた。

現在建設途中の開発区に関しては土地利用計画に適合しているかどうかをはじめ、使用権を譲渡する際の価格、農地転用の際の合法性などを再調査する。不適当な場合は手続きを停止、農地に戻すなどの措置をとる。

調査は年内に終わる見通しだが、今回の規制がいつまで続くか、実施期間は触れていない。報道によると曾培炎副首相は開発区の許認可手続き自体を当面停止する方針を表明している。

中国国務院副総理 曾培炎氏の談話（要旨） (2003年8月1日 新浪新聞ネット)

目下、全国の土地市場には依然として多くの問題が存在している。規定違反の開発区建設、不法な土地収用や売買が横行している。一部の地域では土地管理権限を乱用してむやみに耕地を収用するなど農民や国家の利益に多大な被害を与えているため、以下のとおり土地管理体制を強化する。

第1に各級政府が土地市場の秩序整理を重要任務とし、関連部門のトップは率先して現在の問題をたかさなければならない。不法行為や私利私欲のための権限乱用など悪質なものは法により厳正に対処する。

第2に特に開発区に係る違法な土地占有を重点的に解決することが重要である。各級政府の各種開発区の新規建設又は拡充の許認可をしばらく停止し、国家級開発区を拡大する場合には国務院の許認可を必要とする。開発区の許認可、設立をむやみに行った場合には関連部門の行政トップや当事者の責任を厳しく追及する。規定に違反して設立された開発区は必要に応じて撤回、面積や規模の縮小などを行う。

第3に指導・監督を強化し、法執行を厳しく行うことが必要である。

第4に全面的な土地管理の強化を図るため、土地の集中統一管理と土地の許認可面での管理を強化する。土地利用計画を厳格にし、土地用途を厳しくコントロールする。その中でも特に基本農地の保護を強化する。また、商業用地の入札、競売など規範的な譲渡を確実に実行し、分譲可能な用地範囲を厳格に制限する。あわせて国土資源管理体制の強化にも続けて取り組むこととする。